

各務原市雇用・人材育成推進協議会補助金交付要綱

(令和6年3月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業の労働福祉対策を図り、もって地域産業の発展に寄与するため、予算の範囲内において各務原市雇用人材・育成推進協議会（以下「協議会」という。）の実施する事業に対して各務原市雇用人材・育成推進協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協議会が実施する事業のうち、事業の対象が協議会の会員のみ限定されていない事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の表に掲げるものであって、市長が必要かつ適当と認めたものとする。

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに補償・補填及び賠償金
--

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の経理等)

第5条 協議会は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(各務原市商工業振興事業補助金交付要綱の廃止)

2 各務原市商工業振興事業補助金交付要綱（昭和 5 3 年 3 月 3 0 日決裁）は、廃止する。